

令和 6 年度第 1 回
朝霞市環境審議会議事録

令和 6 年 7 月 3 0 日

市民環境部 環境推進課

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	第1回朝霞市環境審議会	
開催日時	令和6年7月30日（火） 午後2時00分から午後4時00分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館5階 501会議室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

令和6年度第1回

朝霞市環境審議会

令和6年7月30日（火）

午後 2時00分から

午後 4時00分まで

市役所 別館5階 501会議室

1 開 会

2 議 題

（1）正・副議長の選出について

（2）あさかの環境（令和5年度（環境推進課所管分））について

（3）その他

3 閉 会

出席委員（14人）

会	長	松 村 隆
副 会	長	小 島 真知子
委	員	ご ん 純 一
委	員	宮 林 智 美
委	員	小 林 敬 太
委	員	小野寺 健
委	員	大 畑 宗 浩
委	員	小 野 敬 三
委	員	本 田 杏 子
委	員	阿 部 英美子
委	員	松 永 健 司
委	員	平 塚 知嘉子
委	員	手 塚 晋
委	員	湯 尾 明

欠席委員（１人）

委	員	岩 上 和 弘
---	---	---------

事務局（５人）

事	務	局	環境推進課長	西 島 和 秀
事	務	局	環境推進課長補佐兼環境推進係長	五十嵐 圭 子
事	務	局	環境対策係長	清 水 兼 光
事	務	局	環境対策係主任	礪 部 靖 二
事	務	局	環境推進係主任	山 代 美 郷

【配付資料】

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 資料１ 朝霞の環境（令和５年度年次報告書環境推進課所管分）
- ・ 資料２ 第３次朝霞市環境基本計画
- ・ 資料３ 朝霞市住み良い環境づくり基本条例

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎ 1 開会

○事務局・五十嵐課長補佐兼環境推進係長

これから、令和6年度第1回朝霞市環境審議会を開会させていただきます。

改めまして、本日は、皆様お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議会の出席者は、総数15人中、14人でございます。

「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」第20条第2項に定めております、過半数の出席を満たしているため、会議は成立となります。なお、6号委員の岩上委員におかれましては、本日、私用のため欠席と御連絡を受けております。

それでは、会議に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

会議次第が1枚、委員名簿が1枚、「朝霞の環境（令和5年度年次報告書環境推進課所管分）」ということで送らせていただいたもの。そのほかに、緑色の冊子の「第3次朝霞市環境基本計画」、新しい委員の皆様にはお配りさせていただきました。もう一つ、「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」も送らせていただいております。不足等はございますか。大丈夫でしょうか。なお、審議会の議事録の作成のため、内容を録音させていただきますので、御了承いただきたいと思います。それでは、議題に入る前に、今回、委員改選により初めて審議会に御参加いただく委員の方もいらっしゃいますので、自己紹介をお願いしたいと思います。

（各委員の自己紹介）

○事務局・五十嵐課長補佐兼環境推進係長

ありがとうございました。続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

（事務局職員自己紹介 上席から）

○事務局・五十嵐課長補佐兼環境推進係長

それでは、議題に移りたいと思いますが、会長選出までの間、環境推進課長の西島が仮議長として議事の進行を務めさせていただきます。

○事務局・西島課長

それでは、初めての会議でございますので、会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。まず、本日の会議の議事録署名人を選任したいと思います。本審議会では、委員の順番制と決めさせていただいております。今回は、小野委員及び平塚委員、こちらのお二方を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

◎ 2 議題 （１） 正・副議長の選出について

○事務局・西島課長

それでは、本日の議題に入らせていただきます。まず、議題（１）の「正・副会長の選出について」でございますが、今日お渡ししております「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」、こちらの第 19 条第 2 項の規定により、正・副会長については、委員の互選によって定めることとなっております。それでは、まず会長をお引き受けいただける方、どなたか立候補していただくか、若しくは皆様から御推薦を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

（小島委員から松村会長の推薦あり）

ただいま、松村委員との御推薦がございましたが、ほかにいかがでしょうか。

（異議なし、の声）

松村委員、環境審議会会長の職をお引き受けいただきたいと、皆様、異議なしというお声が出ましたので、お引き受けいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

○松村会長

はい。

○事務局・西島課長

ありがとうございます。それでは、松村会長、議長席の方にお移りいただきたいと存じます。私の方は、これで仮議長の方を降ろさせていただきます。それでは、よろしく願いいたします。

○松村会長

松村でございます。皆さんに是非御発言いただけるように努めたいと思います。何分、どうぞよろしく願いいたします。それでは、副会長を選ばせていただきます。ここ 10 年ぐらい、小島委員とずっと一緒に仕事をさせていただきましたので、小島委員に是非お願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

○小島委員

はい。

○松村会長

では、引き続き、よろしくお願いします。副会長、一言是非お願いします。

○小島副会長

いつも御指名いただいているのですが、足を引っ張らないよう頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎ 2 議題 （２） 朝霞の環境（令和 5 年度（環境推進課所管分））について

○松村会長

それでは、議題（２）「朝霞の環境（令和５年度（環境推進課所管分））」について、これは、事務局から御説明を頂戴して、その後、皆さんから御意見を頂くということですね。では、課長お願いします。

○事務局・西島課長

それでは、事前にお配りした「朝霞の環境（令和５年度年次報告書環境推進課所管分）」、こちらに沿って説明させていただきます。６６ページと、ボリュームもかなり多いものになっておりますが、チェックしていただけると助かります。

まず、本市の環境行政の組織について、前提として説明させていただきます。

本市の環境行政につきましては、先ほど部長が説明いたしました、市民環境部が担っております。主に廃棄物処理に関することは、資源リサイクル課。それ以外の環境保全等に係るものを環境推進課。大体２課が、全庁的に環境問題については対応しているところでございます。例えばみどり公園課は、自然との共生や開発部門など、色々な役割分担はあるのですが、主に環境行政については、この資源リサイクル課と環境推進課で担っているところです。

環境推進課は、課長を含めて１１人体制です。環境保全、環境美化、環境衛生、狂犬病予防、鳥獣保護などに関する業務を所管する環境推進係、五十嵐補佐の方が所管しております。あと、公害防止対策、公害に係る監視や検査、測定などに関するものを所管する環境対策係、こちらは清水係長の方が所管しております。この２係で業務を行っております。

今回、事前に送付させていただいた報告書案につきましては、環境推進課が所管している内容について、皆さんに御報告の上、御意見等を頂くということでお願いします。

それでは、「朝霞の環境（令和５年度年次報告書）」について、中身に入っていきたいと思えます。この報告書は、「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」の７条に基づきまして、本市の環境の状況及び環境保全等に関して講じた施策に関する報告書として、毎年度作成し、公表しております。

先ほども申しましたとおり、今回の資料は、環境推進課が所管している内容です。これを９月の市議会で議員の皆様へ配付するものを、まず環境審議会委員の皆様へ御意見を頂くという段取りとなっています。必要な修正を行い、議会に提出したいと考えております。

また、次の審議会は１０月に予定しています。環境推進課以外の事業を加えた完成版を御審議いただき、最終版として公表する予定です。

それでは、表紙をおめくりください。まず、環境施策の体系が掲載されております。これは、令和４年３月、ちょうど２年ほど前に策定した「第３次朝霞市環境基本計画」の体系です。この体系に基づいて実施した施策について、「朝霞の環境」において報告を行うものとなっています。

2枚めくっていただくと、目次があります。目次に記載している項目のうち網掛けの部分、グレーで塗り潰した部分は、環境推進課以外の課が所管している事業ですので、今回は、網掛け以外の部分について令和5年度の主な取組を御説明させていただきます。

内容に入っていきます。1ページ目の「自然と人との共生」、その個別目標が「1-1 生き物がすめる環境を大切にする」ことです。その中で、「1 健全な水循環の形成」「2 生物の生息・生育環境の保全」「3 生物多様性の確保」という施策を実施しています。

「1 健全な水循環の形成」では、湧水地の汚染状況の概況を把握するため、令和5年度に城山公園駐車場の水質調査を実施しました。トリクロロエチレン等の基準値超過はありませんでした。

次に「3 生物多様性の確保」では、「外来生物の計画的な防除」ということで、特定外来生物であるアライグマにつきまして、埼玉県の防除実施計画に基づき、令和5年度は88頭の捕獲を行っております。生物多様性に関しましては、気候変動の影響などにより、一昔前までには確認されなかった動植物が本市でも確認されるようになるなど、生態系の変化や多様化などが懸念されているところです。

続きまして、5ページ、「環境目標2 快適な生活環境の確保」に関する取組です。「2-1 きれいな空気をまもる」の、「(1) 大気環境の保全」では、「二酸化窒素調査」「大気粉じん調査」「公共施設アスベスト調査」「ダイオキシン類調査」を実施し、結果は6ページに掲載しています。全項目で基準値に適合しております。二酸化窒素やアスベストといった用語については、63ページ以降に用語解説を付けていますので、御参照ください。

7ページの中段辺り。野外焼却、いわゆる野焼きの指導件数ですが、令和3年度に18件あったものが、4年度、5年度ともに10件未満となっているような状況です。9ページの下段、「公害苦情件数」の現況についても、表の一番左の数字のとおり、ここ2年、減少傾向です。

ただ、一方で規制対象とならない騒音であったり、振動の苦情、日常生活が起因となる苦情も相変わらず多い状況です。対応に苦慮するケースは増えているような状況ですが、野焼きのように規制を求めているようなものについては減少傾向にあるというふうには見ております。

続きまして、12ページを御覧ください。「2-2 きれいな水と土をまもる」の「1 河川の水質保全」です。河川の水質の監視ということで、「河川調査」「小排水路調査」など、1から7まで項目を分けておりますが、こちらも水質調査の結果を次の14ページ、15ページに記載しています。14ページ、「①河川調査」につきまして、右側のページ一番上の「生活環境項目、一般項目、流量」において、令和4年度に一部項目で基準超過がありましたが、5年度では全て基準に適合していました。3段下、一般的にはCODと呼ばれる「化学的酸素要求量」と、「ふん便性大腸菌群」につきましては、黒目川の新高橋付近とはあとびあ付近の2地点で年2回調査しています。令和5

年度は、環境基準ではありませんが「水浴場水質判定基準」において、「ふん便性大腸菌群数」が判定基準を超える状況となっています。例えば水をくむときによっても、大腸菌が少し多かったなど、やはりどうしても環境というのは、そのスポットスポットで常に変化しているものですから。そういったことを追跡するために、この検査だけでなく水質検査を毎月1回実施して経過観測を実施しています。その下、「④地下水調査」では、前年度に引き続き、1地点でテトラクロロエチレンが基準値を超過しております。基準値を超えた地点については、引き続き定点観測を行います。市内の浅井戸については全て飲用をしないように呼び掛けていますが、基準値を超過した井戸については、飲用しないように個別にお願いをしています。二つ下、「⑥魚類調査」ですが、市内の3河川において、魚類12種、甲殻類5種、は虫類1種が確認されています。魚類調査につきましては、先ほど生物多様性の項目でも触れましたが、外来種もこの中には確認されていることから、今後の動向にはしっかり留意してまいりたいと考えています。その下の「⑦水質汚濁防止法特定事業所立入調査」は、埼玉県西部環境管理事務所と連携して、1事業所の立入調査を令和5年度は実施いたしました。

次に19ページ、「2-3 快適で住み良いまちをつくる」。「1 騒音・振動の防止」の、「(1) 自動車等の騒音・振動の監視」です。令和5年度は、市内の主要幹線道路（国道254号線・県道東京朝霞線）の2路線2区間について、自動車騒音の常時監視を実施しており、19ページの表がその結果です。「調査結果」の下の「面的評価」において、国道254号線に関して基準達成の割合が84.8%となっていることから、こちらは、改善に向けた働き掛けや要望についても考えていきたいと考えています。

続きまして、24ページ。下の「3 環境美化の推進」です。「(1) 散乱ごみ・不法投棄対策」につきましては、次のページ上段の表にある「環境美化パトロール」を10人の環境美化推進員が行っています。パトロール内容は清掃活動や市内の散乱ごみの報告などです。同じ表の「路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン」につきましては、中止とありますが、5年度は日時が書いてあるとおり11月15日水曜日に朝霞駅周辺地区について実施しました。右側の内容は後日訂正します。同じページの「②不法投棄対策」につきましては、主な不法投棄物の処分件数を下段の表に掲載しております。不法投棄の防止につきましては、啓発看板の設置や広報等で啓発活動を行うとともに、職員による巡回パトロール、その他業者委託による夜間の監視パトロールを年24回、夜間から早朝にかけて実施しております。5年度は、自転車の不法投棄が減少した一方で、冷蔵庫の処分数が多かった点があります。これは傾向といえるものではなく、昨年と比較しての状況です。

次の26ページ、「きれいなまちづくり運動」です。こちらは、町内会、自治会の皆様に協力いただき、市内全域で春と秋に実施しています。そのときに回収されましたごみの状況を表に表して掲

載しています。

次に２７ページ、「②路上喫煙の防止」につきまして、表を御覧いただきたいのですが、路上喫煙の監視員によるパトロールの実績としまして、朝霞駅、朝霞台・北朝霞駅で指導した件数を掲載しています。令和５年度は、年間パトロール数が４８日、喫煙者に対する指導を合計９６４回行っています。苦情や問い合わせが市にも多く寄せられておりますので、引き続きマナー向上の啓発を継続してまいりたいと考えております。

次に２８ページ、「③ペットマナーの向上」。中段の表に「畜犬登録・注射済票の交付数」を掲載しております。飼い犬は狂犬病予防法により、自治体への登録と年１回の予防注射の接種が義務付けられております。令和５年度末の登録数は、４，８４５頭、注射済票の交付数は、３，０３１件、接種率は、６２．６％でした。なお、県内市町村の平均接種率を下回っている状況ですので、接種率向上に向けてしっかりと周知啓発に努めてまいります。

１ページめくっていただいて、昨年度新規にオープンした「朝霞市浜崎ドッグラン」についてです。わくわくどーむの隣にあるはあとぴあという総合福祉センターの、駐車場を挟んだ向かい側にあります。利用者からは、おおむね好評をいただいております。利用に際しては登録制度をとっており、昨年度１，３２４頭の登録をいただいております。

次に３２ページ、「動物愛護パネル展」です。９月の動物愛護週間に合わせ、中央公民館・コミュニティセンターで動物愛護団体の協力によるパネル展、ＤＶＤ上映など併せて実施しております。動物の愛護と適正な飼養、ペット防災やＴＮＲ活動などの周知啓発を行っています。

それでは、３４ページ、「（６）鳥獣・害虫被害の防止」です。中段の「スズメバチの巣の駆除」につきまして、朝霞市においては、人に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチの巣の駆除を、業者委託により実施しております。昨年度、令和５年度の駆除件数は、３７件でした。

続いて３８ページ、「環境目標３ 脱炭素・循環型社会の推進」です。「３－１クリーンなエネルギーをつくる」ということで、本市では、住宅用太陽光発電設備、家庭用燃料電池（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電池の設置費の一部を補助しておりまして、その実績について掲載しています。また、５年度から新規に、ＨＥＭＳという、家庭の電気の使用量などが見える化されるという機器や、Ｖ２Ｈという、電気自動車と相互に電力を供給することで災害時などに電気自動車が蓄電池になる装置を、新たに補助対象機器に加えています。その補助実績を掲載しています。

また、４２ページ、「（２）地球温暖化対策実行計画の推進」です。地球温暖化対策実行計画は、①「区域施策編」と②の「事務事業編」がございまして、区域施策編は、市域全体の温室効果ガスを、一方で事務事業編は、市の事務事業で生じる温室効果ガスを削減する計画です。区域施策編は市域全体、事務事業編は市が行っているような事務事業の中で削減する温室効果ガスの削減量のこ

とです。区域施策編では、平成25年度を基準とし、令和4年度から令和12年度までの9年間で温室効果ガス総排出量を46%削減することを目標としております。一方で、事務事業編では、同じく9年間で38%削減することを目標としております。温室効果ガスの排出抑制対策につきましては、先ほど申し上げましたHEMSとV2Hを補助対象機器に加えるとともに、昨年度は、国から新型コロナウイルスの対策に係る交付金があり、それを活用して省エネエアコンの買換え補助制度を実施しました。今年度は、小学校の増築工事に合わせて第六小学校及び第九小学校に太陽光発電設備を設置する予定です。今後も、地球温暖化対策実行計画の推進に努めてまいります。

続きまして51ページ、「環境目標4 パートナリーシップによる環境活動の推進」の「4-1 環境についてみんなで学ぶ」というところです。「1 環境教育や環境学習の機会の提供」では、子供たちの自主的な環境学習や活動を支援するため、環境省が後援している「こどもエコクラブ」の活動や登録について情報発信を行っておりますが、あいにく令和5年度末現在、登録団体はなくなってしまいました。子供たちにこういう場があることを知っていただくために、啓発を進めていきたいと考えております。

その次の52ページ、「あさか環境かるた」につきましては、子供から大人まで分かりやすく、楽しみながら、環境について学んでいただけるように作成したものです。市のホームページでデータをダウンロードすることが可能で、文字ごとに関連するリンクも併せて掲載しておりますので、より深くそのテーマについて学習することが可能なものとなっていると考えております。

その右の53ページ、「④ 市民団体の環境保全活動支援」ということで、施策の推進において、市内で活動している市民活動団体と協働して様々な事業に取り組んでいるという課題があります。今回新たに参画していただいた、松永委員が会長を務めておられる「あさか環境市民会議」もその協働の一つの団体であり、主な取組について、この項で紹介させていただいています。

最後に54ページ、多年にわたって地域の環境美化活動などに御尽力された方などへ、謝意を表すために環境美化功労者表彰を行っています。次のページでは、「環境美化ポスターの募集と入選者の表彰」ということで、市内の小学3年生と6年生を対象に、「ポイ捨て」「路上喫煙」「犬のフン尿」の対策というテーマでポスターを募集したところ、令和5年度は251点の応募があり、12点の入選作品が選ばれております。55ページにその入選作品を掲載しております。

以上が、環境推進課所管分の「朝霞の環境」についての説明となります。それぞれ駆け足でかいつまんだ説明となってしまいましたが、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○松村会長

ありがとうございます。それでは、御質問あるいは御意見があれば頂戴したいと思います。ページ数なり場所が分かるように言うていただくようお願いいたします。

○松永委員

質問させていただきます。まず一つ目、1 ページ、水の話。やはり水のことがすごく気になっていまして、三点聴きたいです。まず、ここには「湧水池の保全」で検査方法も書いてあるのですが、P F A S の検査をしているのかということ。以前、しているようなことを聞いたと思うのですが。検査しているか、していないか、頻度はどれくらいか。2 点目、浅井戸で有害物質が出たということですが、他のところももう 1 回検査するのか。3 点目、河川で大腸菌群が出たということですが、それも追検査をするのか。今の季節は川で遊んでいる子たちもいるので、そういう子に対して発信をする必要があるのかということも併せて確認できたらなと思います。

○松村会長

それでは、とりあえずそこまでにしましょう。書いてあること、今のは中身の話みたいなので、とりあえず中身でお答えいただけますか。

○事務局・西島課長

まず、P F A S について。西日本では有機フッ素化合物が検出されて、飲み水の井戸水に出ているということで。朝霞市では、飲用に使う深井戸の水質検査において、P F A S の検査を行っております。所管は上下水道部になります。ただ、浅井戸や湧水池だったりそういったところの検査は行っておりません。湧水池その他、浅井戸については、まだ検討課題で、他市の動向などにも気を配りながら、直接やるという動きにはまだなっていないような状況です。

○事務局・清水環境対策係長

大腸菌に関しましては、川の水遊びでは危険もございますので、水遊びにおける注意喚起を広報あさかに載せています。8 月号に掲載したので、間もなく配られると思います。

○松永委員

8 月号の広報あさかは、読みました。出たときに、どういう対応をするのかということとは。

○事務局・清水環境対策係長

大腸菌の数字が出たときは、専門機関の方にこの資料の方を提示させていただいている他、簡易検査を市の方で月 1 回やっています。特に公表とかそういったところまではしていないのですが。

○松永委員

そうですね。それで、大腸菌が 1 回出たときに再検査をするのですか。若しくは、こういうことが初めて起きたので、次からどういう対応をするかということを決めたのですか。

○事務局・西島課長

大腸菌は初めて今回出たわけではないので、危険をあおるというよりは、川に潜むそういったものについてしっかり周知していく必要があると認識しております。お子さんが水遊びする際には、

親御さんたちの心配の要素にもなりますので。7月に開催された川まつりでも、集まった方々に川で起こるリスクや危険性を避けていただくようにやっています。イベントの時だけ川に入るわけではないので、今後もしっかり周知していく必要があります。ただ、現在は「適」と「不適」を行き来している状態です。その時の川の状態で数値が変わってくるので。その時「適」だったからよかったというわけではなく、一喜一憂せずに、一番効果的なやり方でしっかりリスクの周知や情報提供につなげていきたいと考えています。

○松永委員

ありがとうございます。さらに、続けてよろしいですか。

○松村会長

その前に、P F A Sの話でしたね。朝霞の環境にどう書くかは別として、きちんと事務局内で調べておいてください。これにどう書くかという話を各課で考えて、市の対策に対する意見を頂戴しているのだと思うので。P F A Sは随分議論になっているから、こういう声があるということを課長から担当課にきちんとお伝えいただくということが一つ。

もう一つ、ふん便性大腸菌の話は、今のやり取りで良いのですか。出た、出ないではなくて、経路の話が問題なので。もちろん出ない方が良いのですが、少しでも出ると大騒ぎになる汚染物質ではないですが、法律や条例など法制度上やらなくてはいけない話と、市民の方が気持ち良く安心して水遊びをするために、環境部局としてどのように情報を出すかという話で。それらもこれにどう書くか、整理しておかれるといいのかなと。

○松永委員

不安をあおるためにやるためではないので、全くそのとおりだと思って。公園内の水遊びも大腸菌など心配かなと思って前に環境対策係の方に聴いたのですが、確かそこでは検査していないとのことでした。みどり公園課の管轄だからということで。もし可能なら、みどり公園課による定期的な検査と、環境推進課への報告があるといいのかなと思います。市民からすると川遊びも公園での水遊びも同じことなので、一括でわかるといいとあらためて思うので、言わせていただきました。ありがとうございました。

○事務局・西島課長

御意見、ありがとうございます。

○松村会長

今の関連で、二つあります。一つ目が、確か水浴場の基準か何かで、ふん便性大腸菌群数の基準は、何かありましたよね。

○事務局・清水環境対策係長

1, 000を超えたらという。

○松村会長

それはきちんと広報するべきだと。1, 000を超えていないからいいと開き直っては駄目なので、安心していただくために、こういう基準がありますというのを頭に置いてやっていただくのも重要だということですね。

きっと環境推進課では、ここで大腸菌群数が出たと周知するのも重要だけれど、その原因をきちんと押さえることが一番重要な感じがします。大腸菌はそこを使っている人からも出るから。もし、外に汚染源があるのであれば、それをきちんと押さえて、さっきお話があった地下水なんかも本当に気を付けなければいけないわけです。だから、数値がほかより高かったら、その汚染源は何かなのというのを調べていただくことも重要かもしれないですね。ほかに意見のある方、どうぞ。

○大畑委員

P F A S の件で言おうとしていたのですが、製造業を営んでいて、扱う樹脂の一つにテフロンという素材があります。ヨーロッパからの輸出に絡む材料証明の時にP F A SやP F O Sという言葉が最近出始めたのですが、それが東京都で検出されたそうです。詳しく聴いてみると、それらが含まれるテフロンは、もうヨーロッパでは使ってはいけないう物質になっているから、テフロンコーティングのフライパンとかはもうなくなるのではないかと。やはり、こういうところにも少し載せておいた方が、皆さんの安心になるのかなという気はします。

○事務局・西島課長

私は、たまたま前任が上下水道の担当だったので、上下水道事業統計などでP F A Sの話題は出ています。飲用の安心性に関わるものなので。大腸菌も下水道の処理の関係で話題になりました。そういった、市で持っている環境に関わる様々なデータを我々で把握して、「朝霞の環境」を見れば、そういった情報が見られるというのは有意義だと思います。今後、報告書を作る際には皆さんの意見を生かして、有益な情報が発信できる報告書になればいいなと考えています。P F A Sその他については、上下水道部が所管しているデータという説明になるかとは思いますが、それらも網羅したものが出来ればいいなと考えています。

○松村会長

それは、申し上げようと思っていました。是非、そういうふうにやっていただくといいと思います。少なくとも、この審議会で複数の方が関心を持っておられるのだから、可能な範囲で書いていただいて。あとは、この後ろの用語解説に何か入れられれば。ほかに、いかがですか。

○ごん委員

何点か、質問させていただきます。まず、27ページの「(2) 路上喫煙の防止」についてです

が、「応対」は多分たばこをすぐに消したとかそういうのかと思うのですが、「拒否」とありますよね。この「悪質な違反者に対しては過料を徴収する場合があります。」とありますが、拒否した人に対して過料とかは、徴収したのでしょうか。

○事務局・西島課長

条例を適用してから現在に至るまでは、過料を適用したケースというのはございません。

○ごん委員

実際、条例を適用してから路上喫煙の増減はどうでしょうか。おおよそでもいいのですが。正直なところ、僕は、喫煙者は高額納税者だと思っているので、今どこも喫煙所がなくて、駅のトイレの裏とかで吸っているのはいけないと思う反面、かわいそうだと思うところがあります。

○事務局・西島課長

所管の範囲で追えない部分は、感覚の範囲でしかないのですが、今、言ったとおりです。今、吸える所というのが限られているので、そこに集中して、余計そこが環境が悪くなっているような御意見も多数頂いています。やはり、それぞれの駅の近くに、灰皿が設置してある場所などは、吸う方にとってはデッドゾーンなんだけれど、吸わない人にとってみれば、煙が来るからという部分があるので。解決となると、マナーに頼る部分が高いので、根気強く訴えていくしかなく、今、体制はとっていない状況です。

○ごん委員

今のところ、喫煙所を増やすという考えはないのでしょうか。駅の方とも話をしないといけない問題だと思いますが。

○事務局・西島課長

この路上喫煙防止条例ができたとき、朝霞市単独というよりは、朝霞、志木、和光、新座の4市で一斉に取り組んでいこうということで作られたものです。朝霞には「ポイ捨ての防止に関する条例」もあります。ゴミ箱があるからそこにゴミが集まり、その周りもゴミ置場になってしまう。灰皿も同様です。民間の方が設置している喫煙場所も、その周りひどく環境が悪くなってしまうと。色々な所に路上喫煙防止のための喫煙スポットがあるのは承知しております。そこに関わる方の様々な御意見も聴きながら、そういった形も考えられればと思いますが、適した場所がなかなかないというのが現状です。

○ごん委員

続けて、いいですか。31ページ、「知っていますか? 「TNR活動」「さくらねこ」、こちらの活動なのですが、こちらは市として活動されているのか、それとも、個人によるボランティア団体が活動されてますよという周知なのでしょうか。

○事務局・五十嵐課長補佐兼環境推進係長

平成29年から少しの間、市の方でTNR、いわゆる飼い主のいない猫を不妊・去勢手術をして戻す活動に対する補助金がありましたが、県からの補助金が終了した後はありません。現在は、TNR活動をしている団体が、手術をするための費用を負担するチケットを出していて、行政枠としていただいた分を、市内のボランティア団体に渡しています。

○ごん委員

ありがとうございます。あと34ページ、「鳥獣・害虫被害の防止」。相談が結構ありますが、相談件数表にある「犬」は、これは飼い犬ですか、野犬ですか。

○事務局・五十嵐課長補佐兼環境推進係長

ほぼ、飼い犬に関することです。飼い犬がいなくなってしまったということとか。あとは、やはり、動物愛護の精神の高い方が多いので、近所の犬はつながれっぱなしでかわいそうとか、犬は散歩をさせるときにはリードを付けなければいけないのですが、リードを付けず遊ばせている人がいるという通報などです。ふた昔前みたいに、野犬に関する相談は、ほぼない状況です。

○ごん委員

ちょっと、想像していたのと違いました。このアライグマとかが出た場合は、具体的に箱わなを用意して設置したりしているのですか。

○事務局・五十嵐課長補佐兼環境推進係長

基本的には、まずは、防除していただくというのが大前提です。埼玉県防除計画に基づいて、箱わなというのを設置して捕獲はするのですが、誰でもやれることではないので、県で行っている講習会を受けて修了証をもらった者がやります。推進係の職員は、みんな講習を受けています。現在は、農作物などの被害の多いところに掛けて、捕獲していますが、住宅街にも出たという話も聞くので、そちらの対策も考えなければいけないかなというところではあります。

○ごん委員

積極的にガンガンやっていくという感じではない？

○事務局・五十嵐課長補佐兼環境推進係長

ガンガンやりたいところではあるのですが、わなはどこでも掛けられるものではないので。アライグマはわなに掛かるとすごく暴れるので、音もうるさく、危険もあります。地面に杭を打って、多少ではびくともしないようなセッティングをしなければいけないので、畑や田んぼでないと掛けづらいという点が、課題になっています。今後の対応を検討しているところではあります。

○ごん委員

分かりました。僕からは、以上です。ありがとうございます。

○小島副会長

39ページと40ページの「HEMS」と「V2H」。これらが分かりやすいように、用語解説に加えたり、別ページに抜粋するとか。あと、補助金がもらえるホームページに飛べるQRコードを付けると、もっと使いやすいし、周知されるのかなと思います。

○事務局・西島課長

さっき言ったとおり、気候や生態系が変わってきていて、新しいものが環境問題として増えています。用語解説もその都度、きちんとしていかなければならないと認識しております。QRコードについては、補助金は限りがあり、残額が幾らというところの兼ね合いもあるので、ホームページ等でお知らせしています。申込みしようとしてもなかったということのないように。ただ、申込みのきっかけにはなるとは考えています。

○松村会長

この中で募集するのではなく、今言っていた情報が読めるホームページに飛べるQRコードを付けたらどうかということでしょう。情報のアップデートは、そのページでやればいいのではないですか。

○事務局・清水環境対策係長

この「HEMS」「V2H」の補助金につきまして、QRコードで飛べるように対応してまいりたいと考えております。

○松村会長

用語解説も書いていただくといいかと。

○小島副会長

この文章にもう少し分かりやすいような説明文が追加されるといいのかな。

○松永委員

2点、いいですか。1点目、アライグマについて。数も増えているし、近所でも見かけるようになり、気になっています。埼玉県全体では、荒川の上流からこちらに下りて来ているという現状があると思います。市では、捕獲の他に、県と対策を協議する方向性はないのでしょうか。2点目、ハクビシンも数が増えていると思いますが、特定外来生物ではないので殺処分はできないと思います。そういうことは広報で周知していると思いますが、何か対策は考えているのでしょうか。

○事務局・五十嵐課長補佐兼環境推進係長

アライグマの捕獲は、埼玉県の防除計画に則っています。埼玉県の分布を調べたりするのが目的です。各市で捕獲すれば、県の予算の範囲内で委託金を頂けるということです。捕獲する資格の研修会も防除計画に基づいています。ハクビシンは、おっしゃったように特定外来生物ではないの

で、鳥獣保護法に守られていて、捕獲や処分は原則できません。アライグマにも言えることですが、まず、防除をしていただくのが大前提です。夜中に動くので、生ごみは外に出しておかず、集積日の朝に出すように、敷地になっている柿などは早めに取りようになど、お願いしています。ただ、どうしても被害がある場合は、鳥獣捕獲の資格を持っている業者に頼んでいただくと、処分できる場合があります。業者から市へ駆除の申請があり、市が現地確認をして、やむを得ないと判断すれば初めて捕獲処分できます。アライグマのわなに他の生物がかかることがあるのですが、処分も、その場で放すこともできないので、市で管理しているところで放すしかないというのが現状です。そのため、まずは防除をお願いしています。

○松永委員

この3ページを、太字で書いてほしいです。アライグマは殺してタヌキは殺さないというのは、かわいそうな話だと思いますので。このページに、まさに今言っていた被害防除の方法が書いてあるので、是非、周知していただくといいのかなと改めて思いました。

○松村会長

良ければ、私から。幾つかあって、でも全部一つのことから来ています。子供たちの環境への関心をどうやってつなげていくかということです。「こどもエコクラブ」がゼロになったと説明がありましたね。「こどもエコクラブ」は、よく知っています。僕の時代は、批判があっても、一応そういうのがあるので、なんとなく進めていたんですよ。それがゼロになって。クラシックな手法だから、ゼロになっても仕方ないと思うところはあります。でも、それに代えて、これからを担う子供たちに環境に関心を持ってもらったり、環境に対して何か働き掛けをするようなきっかけを与える活動について、この先どうやって埋めていこうと思っているのかというのが一番点です。ゼロになりました、お疲れ様でしたという話ではないような気がするんですね。

その関連で、子供の絵画展の話がありましたよね。54ページの方々もすごく尊いのですが、特にこれからのことを考えると、55ページの、子供の絵画展です。これは学校の先生がエンカレッジしていないとこんなにポスターは集まらないですよ。年を追ってちゃんと集まっています。これをどんどん激励して、来年もこのぐらい集まるように、是非、頑張ってくださいたい。

そして、次の56ページと表紙を見て、なぜ表紙がドッグランなのかすごく違和感があったんです。ドッグランは重要ですよ。だけど、一委員の印象で言うと、子供たちのポスターを並べる方が、僕はいいと思います。子供たちや先生の励みにもなる。「こどもエコクラブ」の代わりになるかは分からないけれども、御検討いただくといいかなと。

要は、この先、「こどもエコクラブ」の果たした役割と同じことを、どうやって朝霞市でやって行くのか、担当課とよく考えた方が良いのではないかなと。その、一つの助けになるのかもしれない

から、美化ポスターの有効活用を考えていただいてはどうでしょうか。

○本田委員

私も今中学生と小学生の子供を育てていて、ポスターのことは、夏休みの課題にもなっているの
で存じ上げていたのですが、「あさか環境かるた」は、正直初めて知りました。学校を通さないと、
全然浸透していないのかなと。子供も黒目川とかで遊ぶのが大好きなので、自然についての意識
は、そんなに低くはないと思います。その巻き込み方、なじませ方が、もう少し子供たちが参画し
やすいものを作っていただけると有難いなと思いました。

○松村会長

子供が置いてきぼりになって、大人は頭でっかちの環境ですね。

○阿部委員

質問にはならないと思うのですが、先ほどの、テフロンはヨーロッパではもう使っていないとい
うお話などを聴くと、大きい衝撃を受けます。統計や検査も重要なことですが、例えば市民の方に
こういったものが送られてきたときに、12ページにある「河川の汚濁負荷を低減するために家庭
でできること」などは、よく分かりやすいです。科学的には分からなくても現実として分かりやす
いというか。今、外を歩くのも大変なくらいの暑さが続いていて、そういう環境を少しでも改善す
るためには、現実的な話がわかりやすい。もちろん、統計や調査も重要ですが、現実的にすべき
こと、身近に感じられるものを、多く含んでいただきたいと思います。

○松村会長

それは、本当におっしゃるとおりです。

○松永委員

子供の話で2点あります。子供たちは、やはり自然をすごく求めていると思います。先日、朝霞
の森で「虫捕り観察会」が開催されて、100人以上の子供たちが参加しました。すごく楽しそう
に虫を捕ったり、育て方の話を聴いたりしていました。毎年大好評で、多いときには300人参加
します。朝霞には、こういう自然がいっぱいあります。私たちが活動している特別保全緑地でも、
普段来られない人が来られるように、今年度から土曜日にも開催しました。子供が8人ぐらい参加
して、自然観察を行ったのですが、環境推進課の方に、子供たちがうるさいというクレームがいつ
てしまいました。土曜日は、平日と違って家でゆっくり過ごしている人が多いので。ビデオを見返
すと、確かに子供たちうるさいなど。会でも、土曜日にやるなら挨拶に回るべきだったという意見
と、家から少し離れたところで観察させるなどの話が出ました。朝霞には、県内屈指の自然環境
が整っています。サワガニやカブトムシなど様々な生き物もいる。秩父の山とは違って自然の環境
が小さいので、ちょっとしたことで壊れてしまったり、森が邪魔者扱いされることもあるのです

が、県内でも本当にこんなに豊かな環境はないと思うので、これを大事にして、子供たちに伸び伸び遊ばせてあげたいと思っています。

○平塚委員

朝霞市は、利便性がよく、自然もあるということを、「むさしのフロントあさか」というキャッチフレーズで朝霞市もオープンにしていますよね。それを守っていくのは、実は君たちなんだよと伝える活動も、環境推進課の中でできないのかなと思います。例えば、夏休みに子供たちが環境を守るための勉強をして、そこから自由研究に発展させていけるような勉強会を準備するとか。外来生物を駆除するのも大変なんだよ、だけど、その動物たちからお家を守るために、みんなができることもあるんだよ。夜、ごみを出さないようにお父さんやお母さんと協力することだよとか、そういうことを子供たちに教える。そして、子供たちから親に教える。そういうような仕組みができればいいのではないかなと思います。先ほどの12ページの「河川の汚濁負荷を低減させるため」というのは、家庭の中で話ができたらいいことですよね。食べ残したものをきちんと落としてから洗わないと駄目なんだよ、お母さんは忙しいから、僕が手伝うね。とか、そういう子供たちが朝霞にたくさん増えてくれたら、すばらしいと思います。そういう環境教育も、環境推進課のお仕事の一部なのかなと。急にやるのは難しいと思いますが、心に留めておいていただけたらと思います。

○松村会長

たくさん要望が出ました。あとで考えてくだされば。

1点だけ、ごめんなさい。きっと、この「朝霞の環境」以外に広報資料とか広報手段を持ってもらえるのではないかなと思うのですが、「朝霞の環境」のこの本の中で囲み記事がありますよね。例えば、7ページの囲みであるのは、こうしてくださいという具体的な行動です。「朝霞の環境」以外に、こういう囲み記事だけ集めて作ってみるとか。阿部委員に言われるように、具体的なアクションにつながるような広報の手段も考えたらいいいのではないかと。西島課長。

○事務局・西島課長

私は、平成9年から15年までの若手のときに環境の担当で、そのときに初めて「朝霞の環境」を作ったんです。それまではデータ集だったのですが、今の形になりました。先ほどあった河川の部分もちょうど作ったときで、委員の方からお褒めいただいて嬉しく思いました。これを市民に広く読んでもらえるよう、子供版の環境概要も作ってみようという考えはありました。その矢先に、学習指導要領が変わって、学校の授業の中に環境学習が含まれるようになりました。例えば、星が都心部は2等星以上しか見えないのは何でだろうとか、そこで大気汚染を知るとか。それにプラスアルファで、県で委嘱されている地球温暖化の推進委員が、地球温暖化の話や、生活の中で取り組める環境のアクションのお話などを出前講座のような形で行っています。あとは、お子さんが参加

できるような講座をやれば、すぐに満員になることもあり、本当に大人の方以上に、お子さんの環境に対する関心というのは、とても高いという認識は持っています。やはり我々の中だけでは教科書的なことしか考えられないところもあって、こういった審議会の委員の皆さんなど色々な立場の方々から意見を頂けるというのは、すごく貴重なので、その中から我々が取り組める課題から、まず検討していきたいと考えております。より良い「朝霞の環境」をまたブラッシュアップしていくと同時に、新たなアクションも取れないかというところは、日々考えていかなければいけないと思っておりますので、また貴重な御意見をお寄せいただければと思います。

○松村会長

ほかに、どうでしょう。

○宮林委員

19ページの「騒音・振動の防止」というところで、自動車等の騒音の調査を特定のところでされていて、今、基準よりはひどくないということによろしいですかね。

○事務局・西島課長

基準を達成していないというところで、84.8%の割合。100%達成するというのが目標数値にはなります。県道、国道254号については、毎年、十数地点、元々測定地点があって、毎年この2地点をピックアップしています。国道254号は、トラックの輸送が多いといった事情もあり、どうしても基準を超えてしまうような区間があると。県道を調査するときには、ほぼ100%達成できているような状況であります。県土整備事務所や、国道を管理しているところでも、道路事情など配慮はしてもらっているような状況です。技術の進歩とともに、そういった整備も行われているような状況ではありますが、やはり生活環境を守るというところでは、達していないような部分があれば、それについては働き掛けを行っていかねばならない。

これは、道路だけをピックアップしていますが、武蔵野線の貨物輸送については、24時間行っており、深夜でも動いています。それほど苦情が寄せられることはないのですが、年に1回、必ず測定を行った上で、ロングレール化だったり、鉄道会社として取り組める内容について、働き掛けを行っています。同じように、基準に達していないような公共交通があるのであれば、そこを管理しているところに要望は上げていっているような状況であります。

○宮林委員

私は、朝霞の市道の近くに住んでいる方から、振動がすごいというお声を頂くことがあります。鉄道や大きなトラックであれば、気を付けていただけるように御指導していただいたりできるかもしれないのですが、公道のすぐ近くに住んでいる方が、夜中、震度3ぐらいの揺れを感じるというお声を頂いたりしています。道路整備課や下水道課などにも言っているのですが、やはり道路の下

というのは、下水や水道管、ガス管など、いろんなものが埋まっているからそういう影響もあったり、道路も古くなった影響で振動するのではないとか、マンホールに当たって、そこを通るときにじゃないとか、いろんなことを言われて、何の解消もされず、どうして差し上げることもできなくて。調査されていても、そうやってお困りの方たちに対して、どう環境の中で訴えていったり働き掛けていかれるのかなと。

○松村会長

基準を満たしていない、あるいは、問題が起こっているという結果を踏まえて環境推進課としてどうされるのかというのが一つ目です。もう1個は、市民の方から具体的にこういう情報があるけれども、どんな対策ができますか。それは、これまでも御説明されたと思いますし、会議が終わった後、個別に具体的にやられるといいと思います。一番目、いろいろ問題があるという結果になったものについて、どういうふうにされる予定ですか。今答えがなければ、何らかの対策を取るか、その結果について担当課のコメントを報告してもらいたいと。こうでしたというのでは困るということです。こうだったので、こういうことをやります。あるいは、こういうことをやりたいと思いますとかね。結果をほかの担当課から取ってきてほしいということではないかと。

○事務局・西島課長

先ほど触れた部分もあるのですが、国道については、国道を管理している埼玉県の県土整備事務所、そういったところにも情報共有をした上で、何らかの改善が取れば。できる対応、できない対応というのは、やはり県の方でもあると思いますので。ただ、こういった事情で基準を達していないというところが、この日、この時間ではあったというところの事実だけは、しっかりお伝えして、予防につなげていきたいとは思っております。

○松村会長

今のは、県道ではなくて市道の話をしておられたと思うのですが。

○事務局・西島課長

公道に関連して、市道の話をされたということですよ。

○宮林委員

そういう振動があったと調査しても、基準に達しているところはいいのですが、基準よりも振動や騒音がひどいところをどう対応されるのかなという。

○事務局・西島課長

道路管理者にも御相談いただいているということでしたので、我々としては、これ以上は。

○松村会長

この会議が終わった後に、具体的にもう一度伺って、担当課につないでいただければいいのでは

ないですか。

最後に一つだけ。ちょっとくどいですが、さっきのやり取りがまた気になって。どなたかの委員が言われた、どこどこで何をやっています、ということでもいいのかということです。どこかで一元的にやらなきゃいけないということはないのだけれど。A団体がやると子供がいっぱい来て、みんな子供は関心を持っていますとかね。それは、それでいいんですよ。どこどこでやっていますと。それでいいなら、そういうふうに書けばいいのですし。それでいいのかなというのが、何となく気になるんだけど、それは、さっき申し上げたことの繰り返しになるので、一度、お考えいただくということで。

もし、よろしければまた戻って、議事次第でいくと、「その他」になりますか。

◎2 議題 (3) その他

○松村会長

「その他」は、何かありますか。

○事務局・五十嵐課長補佐兼環境推進係長

それでは、事務局から2点御連絡させていただきます。

今日、「朝霞の環境」のことにつきまして、先ほど課長の方からもお話ししましたが、この後、他課の所管部分につきまして、実績を報告していただいて、加えて、第2回の環境審議会にお諮りした後、年内中の発行を目指してまいりたいと思っております。今日、いろいろ御意見を頂いたのですが、ほかに気付いた点、御意見等がございましたら、8月6日火曜日までに、お電話でもメールでも構いませんので、事務局までお知らせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

もう1点、第2回の審議会について。先の話になりますが、この「朝霞の環境」を最終的に発行する都合もございますので、日程を決めさせていただいております。10月31日木曜日、午前10時からの開催を予定しております。詳細につきましては、また改めて通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○松村会長

10月31日は、場所はここですか。

○事務局・五十嵐課長補佐兼環境推進係長

役所の中ですがけれども、別の部屋の予定です。また、その旨通知させていただきます。

○松村会長

今日、御説明いただいた資料1について、追加の意見があれば、8月6日までに、事務局に連絡という話と、次回は、10月31日午前10時ということです。

◎ 3 閉会

○松村会長

では、相変わらず。相変わらずと言っても、今日初めての方も。乱暴な運営で申し訳ありませんでした。予定された議題は終わったようですので、事務局の方にお返ししたいと思います。

○事務局・五十嵐課長補佐兼環境推進係長

会長、ありがとうございました。それでは、閉会とさせていただきます。今日は、資料でいろいろと誤字脱字がありまして、申し訳ございませんでした。10月のときは万全を期させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

議事録署名人
